

宮城県公報

宮 城 県
（総務部政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	一
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	（農村整備課）	一
○保安林の指定の解除の予定	（森林整備課）	一
○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度	（ 同 ）	二
○道路の区域変更	（道 路 課）	三
○道路の供用開始	（ 同 ）	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧（十三件）	（都市計画課）	三
○宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（二件）	（教育庁高校教育課）	五
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定（二件）	（情報政策課）	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（契 約 課）	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（教育庁特別支援教育課）	六
定		
○公安委員会		
○臨時適性検査医師の指定		
正 誤		
○宮城県公報平成二十九年号外第二一号（平成二十九年三月三十一日付け）		
中		
		七

ページ

告 示

○宮城県告示第五百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二二〇四二二	訪問介護こすもす石巻市大街道北三丁目四番八十号	居宅介護	株式会社こすもす訪問介護石巻	平成三十年五月二十八日

○宮城県告示第五百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業城下地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年六月四日から平成三十年七月二日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町横浦字名不知二二一の一〇

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第五百七十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成三十年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類

水源かん養保安林

同一の単位とされる保安林等の区域

皆伐面積の限度（ヘクタール）

本吉地区

三五六・六八

北上川下流

三三一・九九

石巻地区

三五三・五六

追川地区

九八八・七〇

江合川上流

七〇一・二七

鳴瀬川上流

一、二六一・二四

江合川下流

〇・八六

鳴瀬川下流

〇・八六

黒川地区

二二七・六六

仙台地区

一、三三一・三五

白石地区

一、四二九・〇六

本吉地区

二四・九八

北上川下流

八・一〇

石巻地区

二五・〇二

土砂流出防備保安林

防風保安林

干害防備保安林

魚つき保安林

追川地区 七二・三六

江合川上流 一六七・七八

鳴瀬川上流 二二九・三六

江合川下流 一二・一二

鳴瀬川下流 一二・一二

黒川地区 三六・六四

仙台地区 六五・六八

白石地区 二二三・五二

蔵王町 〇・一二

川崎町 〇・四六

仙台市 五・一八

石巻市 二七・九二

気仙沼市 一九・五三

白石市 三・一八

角田市 二・〇八

登米市 九・九四

栗原市 一・四五

東松島市 四・三四

大崎市 五六・八〇

七ヶ宿町 五・一四

柴田町 〇・九八

丸森町 二・七二

大和町 三・六〇

大郷町 〇・三〇

加美町 六・七二

女川町 一六・八二

南三陸町 〇・七六

石巻市 一六・九二

気仙沼市 二・五六

東松島市 〇・四二

女川町 〇・九二

保健保安林
南三陸町
宮城北部地区
宮城南部地区

〇・九〇
二一・三四
六・九〇

○宮城県告示第五百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		
宮城県七ヶ浜町葛蒲田浜字石畑四番二地先から	前	九・一	一五・三	三二二・八	後	一三・九	二六・九	三二二・八
同郡同町葛蒲田浜字林合五三番一地先まで	前	八・六	一三・六	四四七・五	後	八・六	一六・四	四四七・五
宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田三六番一地先から	前	八・六	一三・六	四四七・五	後	八・六	一六・四	四四七・五
同郡同町吉田浜字神明三一番一地先まで	前	八・六	一三・六	四四七・五	後	八・六	一六・四	四四七・五

○宮城県告示第五百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

県道	塩釜七ヶ浜多賀城線	宮城県七ヶ浜町葛蒲田浜字石畑四番二地先から同郡同町葛蒲田浜字林合一〇番一地先まで	平成三十年六月一日
		宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田三六番一地先から同郡同町吉田浜字神明三一番一地先まで	平成三十年六月一日

○宮城県告示第五百七十八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類 仙塩広域都市計画区域区分
- 二 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百七十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類 仙塩広域都市計画用途地域
- 二 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画臨港地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十四号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十五号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十六号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十七号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 玉浦西地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十八号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十九号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 富谷市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百九十号

大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十年三月三十日次のとおり委託した。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

加美郡色麻町四竈字柷木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

全国農業協同組合連合会宮城県本部

加美郡色麻町四電字柵木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合
二 委託期間
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 みやぎハイパーウェア新通信網サービス 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年五月八日

四 落札者の名称及び所在地 東北インテリジェント通信株式会社 仙台市青葉区一番町三丁目七番

一号

五 落札金額 三億八千九百六十六万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年三月二十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県財務・庶務等システム機器設備等提供保守業務

一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年五月十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区中央

三丁目二番二十三号

五 落札金額 五億一千九百九十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年三月二十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 大気モニタ及びオートサンプリングチェンジャー付きヨウ

素サンブラ 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年五月十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田

一番一号

五 落札金額 一億三百六十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年四月二十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立古川支援学校仮設校舎賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本

町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年五月二十三日

四 落札者の名称及び所在地 大和リース株式会社仙台支社 仙台市太白区大野田四丁目二十八番地

の三

五 落札金額 五千九百八十七万五千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年四月十三日

公安委員会

○宮城県公安委員会令第69号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

第29条の3の規定に基づき臨時適性検査医師を次のとおり指定する。

平成30年 6月 1日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

病 気 等	住 所	氏 名
視覚障害	岩沼市桜四丁目 6-16	板 橋 隆 三

正 誤

○宮城県公報平成二十九年号外第一号(平成二十九年三月三十一日付け)中

ページ

段 行

三 下

後ろか

第五十条

正

誤

五十条